

令和5年3月24日
国土交通省中部地方整備局
木曽川上流河川事務所
木曽川下流河川事務所

令和4年度第2回木曽川水系流域治水協議会を開催します

～ゼロメートル地帯を擁する流域の壊滅的な被害を防止・軽減するための流域治水対策～

木曽川水系流域治水協議会は、国、4県、66市町村等から構成され、気候変動による水災害リスクの増大に備えるために、あらゆる関係者が協働し、木曽川水系全体で水害を軽減させる「流域治水」の推進を目的として令和2年9月に設立されました。

今回の協議会では、令和3年3月に策定した木曽川水系流域治水プロジェクトの推進にむけ、構成員より取組状況を共有し、更なる流域治水の推進を図ります。

1. 日時 : 令和5年3月30日(木) 14:00~15:00

2. 形式 : Web会議形式

3. 内容 :

木曽川水系流域治水プロジェクトの概要

流域治水対策の代表事例紹介

(大垣市、各務原市、瑞穂市、愛西市、弥富市、桑名市)

4. その他

・協議会は、Web会議方式で行いますが、取材は以下の会場で可能となっております。

岐阜会場：木曽川上流河川事務所（岐阜市忠節町5-1）

三重会場：木曽川下流河川事務所（桑名市大字福島465）

・取材を希望される方は、別紙「取材登録書」による事前申込みをお願いいたします。

・協議会は原則公開で行いますが、カメラ等の撮影は冒頭の「挨拶」までとさせていただきます。また、一般の方は会場等の都合により、WEB上での傍聴のみとなりますので、あらかじめご了承ください。別紙「傍聴申込書」による事前申込みをお願いいたします。

5. 解禁：指定なし

6. 配付先

中部地方整備局記者クラブ、長野県庁会見場、木曽合同庁舎報道機関名簿、岐阜県政記者クラブ、三重県政記者クラブ、三重県第二県政記者クラブ、大垣市政・経済記者クラブ、桑名市政記者クラブ、津島記者会

7. 木曽川水系流域治水協議会について：下記のWEBページをご参照ください

<https://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/ryuikichisui/index.html>

8. 問合せ先

国土交通省 中部地方整備局 木曽川上流河川事務所 電話：(代表) 058-251-1321

副所長 原 幹彦、調査課長 奥山 聡俊志

国土交通省 中部地方整備局 木曽川下流河川事務所 電話：(代表) 0594-24-5711

副所長 後藤 功次、調査課長 早瀬 正格

令和4年度 第2回 木曽川水系流域治水協議会
取材登録書

標記の取材をご希望される報道機関におかれましては、事前登録のため、本紙にご記入のうえ、期限までにFAXまたはメールにて送信をお願いいたします。

期限 令和5年3月28日(火) 17時00分まで

1. 報道機関名 _____

2. 取材者

(1)お名前（複数名の場合、代表者名）

(2)ご連絡先 TEL _____

(3)取材人数 _____ 人

3. 取材先（どちらかに「○」を記入

① 岐阜会場：木曽川上流河川事務所（岐阜市忠節町5-1）

② 三重会場：木曽川下流河川事務所（三重県桑名市福島465）

送信先（取材先である以下のどちらかまで送信してください）

① 木曽川上流河川事務所 FAX番号 058-251-1150

② 木曽川下流河川事務所 FAX番号 0594-21-0893

③ メールアドレス：cbr-kisojyo-chosa@mlit.go.jp

別紙「傍聴申込書」

「令和4年度 第2回 木曽川水系流域治水協議会」

傍聴申込書

当協議会の傍聴をご希望される方は、事前登録のためこちらの傍聴申込書をご記入のうえ、期限までにFAXにて送信をお願いいたします。

期限 令和5年3月28日(火)17時00分まで

1. 傍聴者

(1)お名前 _____

(2)ご連絡先 TEL _____

(3)ご住所 _____

送信先

① 木曽川上流河川事務所 FAX番号 058-251-1150

② 木曽川下流河川事務所 FAX番号 0594-21-0893

③ メールアドレス : cbr-kisojyo-chosa@mlit.go.jp

※会場の都合上、人数が定員に達し、ご参加いただけない場合があります。

ご参加いただけない場合のみ、こちらから連絡いたします。

※今回、ご記入いただきました個人情報については、「令和4年度 第2回 木曽川水系流域治水協議会」の運営以外には使用いたしません。

令和4年度 第2回 木曽川水系流域治水協議会

日時:令和5年3月30日(木)14:00~15:00

場所:WEB会議 (Zoom)

議事次第(案)

1. 開会: 開会挨拶 中部地方整備局 木曽川上流河川事務所長

2. 議事:

(1) 木曽川水系流域治水プロジェクトについて

(2) 流域治水対策の代表事例について

事例①「雨水調整池整備の取組について」

●大垣市長

事例②「立地適正化計画の取組について」

●各務原市長

事例③「流域治水の取組について」

●瑞穂市長

事例④「防災ステーションに関する取組について」

●愛西市長

事例⑤「広域避難の取組について」

●弥富市長

事例⑥「高台移転の取組について」

●桑名市長

(3) 流域治水の更なる推進について

4. 今後の進め方

5. 閉会: 閉会挨拶 中部地方整備局 木曽川下流河川事務所長

木曾川水系流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 「木曾川水系流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、木曾川水系において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表-1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項による者のほか、必要があると認めるときは、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表-1の職にある者以外の者の参加を求めることができる。

(幹事会)

第4条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

(事務局)

第5条 協議会及び幹事会の事務局を、中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 調査課 及び 木曾川下流河川事務所 調査課に置く。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 木曾川水系で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第9条 本規約は、令和2年9月17日から施行する。

本規約は、令和3年3月29日から施行する。(一部改定)

本規約は、令和4年3月22日から施行する。(一部改定)

別表－1 木曾川水系流域治水協議会 委員

< 構成員 >

関 係 機 関 名		役 職 名
長野県	上松町	町 長
長野県	南木曾町	町 長
長野県	木祖村	村 長
長野県	王滝村	村 長
長野県	大桑村	村 長
長野県	木曾町	町 長
岐阜県	岐阜市	市 長
岐阜県	大垣市	市 長
岐阜県	高山市	市 長
岐阜県	多治見市	市 長
岐阜県	関市	市 長
岐阜県	中津川市	市 長
岐阜県	美濃市	市 長
岐阜県	瑞浪市	市 長
岐阜県	羽島市	市 長
岐阜県	恵那市	市 長
岐阜県	美濃加茂市	市 長
岐阜県	各務原市	市 長
岐阜県	可児市	市 長
岐阜県	山県市	市 長
岐阜県	瑞穂市	市 長
岐阜県	本巣市	市 長
岐阜県	郡上市	市 長
岐阜県	下呂市	市 長
岐阜県	海津市	市 長
岐阜県	岐南町	町 長
岐阜県	笠松町	町 長
岐阜県	養老町	町 長
岐阜県	垂井町	町 長

別表－1 木曾川水系流域治水協議会 委員

< 構成員 >

関 係 機 関 名		役 職 名
岐阜県	関ヶ原町	町 長
岐阜県	神戸町	町 長
岐阜県	輪之内町	町 長
岐阜県	安八町	町 長
岐阜県	揖斐川町	町 長
岐阜県	大野町	町 長
岐阜県	池田町	町 長
岐阜県	北方町	町 長
岐阜県	坂祝町	町 長
岐阜県	富加町	町 長
岐阜県	川辺町	町 長
岐阜県	七宗町	町 長
岐阜県	八百津町	町 長
岐阜県	白川町	町 長
岐阜県	東白川村	村 長
岐阜県	御嵩町	町 長
愛知県	名古屋市	市 長
愛知県	一宮市	市 長
愛知県	津島市	市 長
愛知県	犬山市	市 長
愛知県	江南市	市 長
愛知県	小牧市	市 長
愛知県	稲沢市	市 長
愛知県	岩倉市	市 長
愛知県	愛西市	市 長
愛知県	清須市	市 長
愛知県	北名古屋市	市 長
愛知県	弥富市	市 長
愛知県	あま市	市 長

別表－1 木曾川水系流域治水協議会 委員

< 構成員 >

関係機関名		役職名
愛知県	大口町	町長
愛知県	扶桑町	町長
愛知県	大治町	町長
愛知県	蟹江町	町長
愛知県	飛島村	村長
三重県	桑名市	市長
三重県	いなべ市	市長
三重県	木曾岬町	町長
長野県	建設部	部長
	林務部	部長
	危機管理部	部長
岐阜県	県土整備部	部長
	農政部	部長
	林政部	部長
	都市建築部	部長
	危機管理部	部長
愛知県	建設局	局長
	防災安全局	局長
	農林基盤局	局長
三重県	県土整備部	部長
	防災対策部	部長
	農林水産部	部長
中部森林管理局	岐阜森林管理署	署長
東海農政局	農村振興部	洪水調節機能強化対策官
中部地方整備局	建政部	都市調整官
中部地方整備局	多治見砂防国道事務所	事務所長
中部地方整備局	越美山系砂防事務所	事務所長
中部地方整備局	新丸山ダム工事事務所	事務所長
中部地方整備局	木曾川水系ダム統合管理事務所	事務所長

別表－1 木曾川水系流域治水協議会 委員

<構成員>

関係機関名	役職名
長野地方気象台	台長
岐阜地方気象台	台長
名古屋地方気象台	台長
津地方気象台	台長
独立行政法人 水資源機構 中部支社	事業部長
中部地方整備局 木曾川上流河川事務所	事務所長
中部地方整備局 木曾川下流河川事務所	事務所長

別表－1 木曾川水系流域治水協議会 委員

<オブザーバー>

関係機関名	役職名
長野県 農政部 農地整備課	課長
東海北陸厚生局	災害医療医師偏在対策専門官
中部地方環境事務所	統括自然保護企画官
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 中部整備局 岐阜水源林整備事務所	事務所長
JA岐阜厚生連	代表理事理事長
イビデン株式会社	エネルギー統括部長
中部電力株式会社	川辺水力制御所長
関西電力株式会社	木曾水力センター所長 今渡水力センター所長
名古屋鉄道株式会社	土木課長